

# 税制改正で

## 税額はどう変わる?

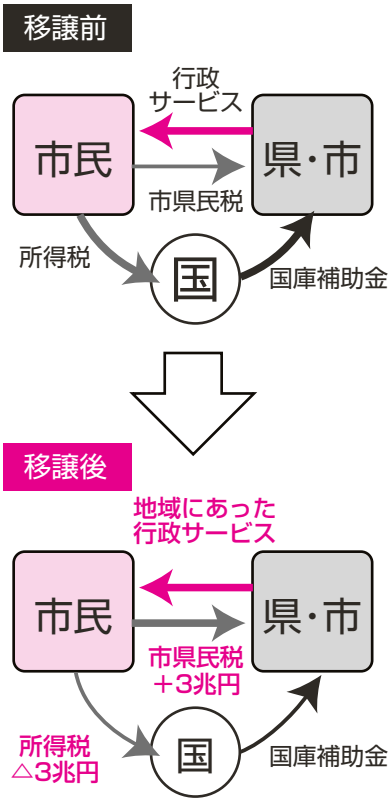
12月号で、税源移譲に伴う税制改正などについてお知らせしました。

今月号では、改正によって市県民税と所得税の税額がどのように変わるか、モデルケースにより、その変化の目安をお知らせします。

### ポイント1 国から地方への税源移譲

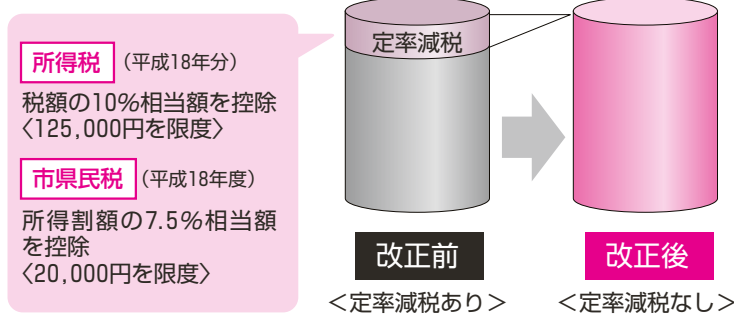
地方自治体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うために進められている国の三位一体改革。その一環として、国税の所得税から地方税の市県民税へ3兆円の税源移譲が行われます。(図①)

図① 国から地方への税源移譲



〔変更点〕  
1、市県民税の所得割の3段階の税率が、平成19年6月分から一律10%に統一。  
2、所得税の4段階の税率が、平成19年1月分から6段階に細分化。  
これにより所得税と市県民税の税額が変わりますが、人的控除の差に応じた市県民税の減額

図② 定率減税の廃止



### ポイント2 定率減税の廃止

定率減税(算出税額から差し引く定率控除額)が、市県民税は平成19年度から、所得税は平成19年分から廃止されます。(図②)

措置(調整控除)によって、納税者の「所得税+市県民税」の負担額は、税源移譲の前後で基本的に変わりません。

表① 高齢者非課税措置の廃止に伴う経過措置

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
均等割	市民税	1,000円	2,000円	3,000円
	県民税	400円	900円	1,500円
	計	1,400円	2,900円	4,500円
所得割		算出税額の1/3課税	算出税額の2/3課税	全額課税

### ポイント3 高齢者非課税措置の廃止

65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の人の非課税措置が平成17年度で廃止されました。  
ただし、急激な税負担増を緩和するため、平成17年1月1日現在において、65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する経過措置があります。(表①)

※県民税均等割には「おかやま森づくり県民税」を含んでいます。

## 税源移譲による税負担の増加はありませんが、定率減税の廃止等により負担増となります。

税負担の目安は次のとおりです。

### 例1

#### 年金収入の人の場合

夫（70歳）、妻（65歳）の2人暮らしで、妻は夫の扶養。年金収入260万円で社会保険料控除を18万円として算定。

年金収入	区 分	18年度 ※所得税は 18年分	19年度 ※所得税は 19年分	負担増減	負担増減の内訳	
					税源移譲分	定率減税廃止分
260万円	市 県 民 税	30,400円	55,500円	25,100円	23,000円	2,100円
	所 得 税	41,400円	23,000円	△18,400円	△23,000円	4,600円
	合 計	71,800円	78,500円	6,700円	0円	6,700円

### 例2

#### 給与収入の人の場合

夫婦と子供2人の4人世帯で、妻と子供は夫の扶養。給与収入を300万円、400万円、500万円として、それぞれ、子供1人は特定扶養（16歳～22歳）で、社会保険料控除を給与収入の10%として算定。

給与収入	区 分	18年度 ※所得税は 18年分	19年度 ※所得税は 19年分	負担増減	負担増減の内訳	
					税源移譲分	定率減税廃止分
300万円	市 県 民 税	12,800円	13,500円	700円	0円	700円
	所 得 税	0円	0円	0円	0円	0円
	合 計	12,800円	13,500円	700円	0円	700円
400万円	市 県 民 税	42,400円	70,000円	27,600円	24,500円	3,100円
	所 得 税	44,100円	24,500円	△19,600円	△24,500円	4,900円
	合 計	86,500円	94,500円	8,000円	0円	8,000円
500万円	市 県 民 税	74,800円	140,000円	65,200円	59,500円	5,700円
	所 得 税	107,100円	59,500円	△47,600円	△59,500円	11,900円
	合 計	181,900円	199,500円	17,600円	0円	17,600円

### ※納付方法によって、税源移譲に伴う改正の影響の出る時期に違いがあります。

給与所得者や年金受給者などの源泉徴収されている人は、多くの場合、平成19年1月からの所得税負担の減少が先行し、市県民税負担は平成19年6月から増加となります。

一方、事業主など確定申告等をしている人は、平成19年6月からの市県民税負担の増加が先行し、所得税負担は平成20年2～3月の確定申告(平成19年分)から減少となります。

■問い合わせ 税務課市民税係☎0214